

【運転経歴証明書等の記載事項変更について】

■手続きができる方■

- ◇ 平成 24 年 4 月 1 日以降に運転経歴証明書等の交付を受け、愛媛県に住所がある方
 - ※ 平成 24 年 3 月 31 日以前に交付された運転経歴証明書の住所変更はできません。
 - ※ マイナ経歴証明書の保有者でワンストップ申請をしている方は不要。

■手続場所:時間■

運転免許センター 警察署 大型交番	【平日】 午前 9 時 30 分から午前 11 時までの間 午後 2 時から午後 4 時までの間
-------------------------	--

(注) 土・日曜日、祝休日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日まで)を除く

■手数料■

無料

■手続きに必要なもの■

◇住所変更の場合

- (1) 運転経歴証明書、マイナ経歴証明書（ワンストップ申請をしている場合は、記載事項変更手続きは不要）
- (2) 新しい住所が確認できる書類
 - ・住民票（提示のみ）、健康保険証、在留カード、公共料金の請求書・領収書、消印のある郵便物等、新しい住所と氏名が記載してあるもの

◇氏名の変更の場合

- (1) 運転経歴証明書、マイナ経歴証明書（ワンストップ申請をしている場合は不要）
- (2) 住民票

(注) コピーは不可、原本をお持ちください。

(注) 同一戸籍で 2 人以上の方が、同一の窓口で同時に氏名の記載事項変更の届出をする場合は、住民票（手続きをする全ての方が記載されているもの）1 通のみで手続きができます。